

沖縄県病院事業の現状

沖縄県では、北部、中部、南部、宮古及び八重山（小規模離島含む）の5つの医療圏に、6つの県立病院と16箇所の附属診療所を整備し、県立病院を中核とした医療提供体制を構築しています。

県立病院は、県内医療機関の医師の養成、確保に貢献しているほか、救急医療、小児医療及び周産期医療など、一般的に不採算とされる医療で地域の中核となり、また、救命救急センターなど、三次医療の拠点を整備し、高度な医療を提供しています。



北部病院



中部病院



南部医療センター・こども医療センター



那覇病院



宮古病院



八重山病院

寄附等の問い合わせ

沖縄県病院事業に対する寄付は、沖縄県病院事業局（病院事業総務課）のホームページにおいてその手続等を説明しています。

また、寄付等について不明や点や疑問その他の問い合わせがあるときには、次の部署にお気軽にお電話をください。

問い合わせ先

沖縄県病院事業局
病院事業総務課（総務班）
電話番号 098-866-2832
FAX番号 098-866-2837



ホームページ
はこちら

メールアドレス

aa035505@pref.okinawa.lg.jp
〒900-8570
那覇市泉崎1丁目2番2号
（県庁行政庁舎4階・南側）

県庁周辺図



沖縄県病院事業への寄附等のご案内

沖縄県病院事業への寄附等のご案内

沖縄県病院事業局においては、県民への医療提供体制の充実、更なる公共の福祉の増進を図るため、県立病院及び診療所に対する寄附金を募っています。

これまでも沖縄県病院事業局では、多くの皆様からご寄附をいただき、医療機器の整備などに活用させていただいております。誠にありがとうございます。

今後も沖縄県病院事業局は沖縄県の地域医療を担うため、体制を整備していきますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和元年12月

沖縄県病院事業局
病院事業総務課

寄附金の受入及び納入の手順

沖縄県病院事業に対する寄附金は、次の手順・手続で行うことができます。

- 1 寄附申出書及び寄附の情報公開同意書に必要事項を記入し、病院事業総務課に対し、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかにより送付して下さい。

参照) 寄付申出書の様式は、次(→)のQRコードから参照できます。



- 2 寄附申出書に記載された住所に対して、病院事業総務課から納入通知書を送付します。

- 3 送付された納入通知書を使って、琉球銀行本店(支店)又はその他の金融機関で、寄附金を納入してください。

【注意】琉球銀行以外の金融機関で納入する場合は、金融機関所定の手数料が必要となる場合があります。



寄附金を寄付した場合の税控除等

寄附金を寄付した場合は、所得税法等により所得税等の確定申告に際し、控除等を受けることができます。

詳しくは、次のQRコードサイトからご確認ください。

- 1 寄附金を支出したとき(寄附金の控除)
↓ 国税庁サイトのリンク



- 2 沖縄県病院事業局に寄附をした場合の税務上の取扱いについて

国税庁サイト
へのリンク→



県立病院の課題

県立病院においては、公的医療機関として救急医療や高度・特殊医療を担わなければならない一方で、慢性的な赤字が続く厳しい経営状況にあります。

今後の県立病院に求められる役割を果たしていくためには、必要な設備投資、人員体制の整備により医療提供体制の確保・充実を図る必要があり、診療報酬の改定などの各種制度改正に伴う経営への影響等にも考慮しつつ、病院経営に取り組む必要があります。

加えて、超高齢化社会の到来に向けた病床機能の転換の促進など、県立病院を取り巻く様々な社会的変化に的確に対応する必要があります。

沖縄県病院事業は、医師の確保や継続的な経営の健全化など、今後も様々な取り組みを行い、持続的に安定した病院事業を維持・運営して、地域の医療ニーズに応えることができる県立病院を目指していきます。

